

幼保連携型認定こども園 新聞杉の子幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	学校法人新聞杉の子学園
代表者氏名	理事長 井上登美子
所在地	静岡市葵区新聞670-9
電話番号	054-278-7557
法人設立年月日	昭和 50年 11月 28日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的・運営方針

(事業の目的)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての子どもに対する幼児教育並びに保育を必要とする子どもに対する教育保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮し、子ども・子育て支援法の精神に則り、乳幼児を保育教育し適切な環境を整えてその心身の発達を助長する事と親が教育保育の中心であり、園はそれに対し必要とされる子育て支援を行うことを目的とする。

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	幼保連携型認定こども園 新聞杉の子幼稚園		
開設年月日	平成 27年 4月 1日		
施設の所在地	静岡市葵区新聞670-9		
連絡先	電話番号	054-278-7557	
	F A X	054-278-7557	
管理者	園長 井上登美子		
利用定員	満3歳以上の児童【1号】	80人	
	満3歳以上の児童【2号】	45人(各学年 15人)	
	1歳以上満3歳未満の児童【3号】	24人(2歳児 15人 1歳児9人)	
	満1歳未満の児童【3号】	3人(0歳児)	
職員数	32人		
嘱託医	鎌田医院	鎌田光裕	TEL 054-278-2195
	石上歯科医院	石上大輔	TEL 054-278-1000

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日 ※ 1号認定については月曜日から金曜日 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日は休園とします。なお、教育標準時間認定こども(1号認定)については、以下についても休園とします。 ・春季休業3月19日から4月8日まで ・夏季休業7月22日から8月31日まで ・冬季休業12月24日から1月7日まで ※ 教育日数の関係で変化する場合があります。 ※ 土曜保育は2. 3号認定で保護者の方が就労で園児の支援が必要と認められた場合8時30分から4時30分までとします。	
	教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定 午前8時30分から午後2時30分まで ※ 午後2時30分から午後5時までの範囲内で預かりを実施。
	保育標準時間認定	午前7時00分から午後6時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時00分までの範囲内で時間外保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地面積 1915.95㎡ 令和 5年 12月1日現在

園舎1	構造	鉄骨造2階建	
	延床面積	628.15㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室(3歳児以上)	3室	259.54㎡
	遊戯室	1室	77.02㎡
園舎2	構造	S造2階建	
	延床面積	226.86㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室(2歳児)	1室	49.95㎡
	事務室	1室	24㎡
園舎3	構造	S造2階建	
	延床面積	146.86㎡	

施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室(1歳児)	1室	28.99m ²
	保育室(0歳児)	1室	13.63m ²

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。)の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況(令和6年2月1日現在)

職 種	常勤	非常勤
理事長・園長	1人	人
副園長	1人	人
事務長	1人	人
保育教諭	7人	11人
管理栄養士	1人	人
栄養士	1人	人
調理師	2人	人
事務員	1人	人
その他職員	1人	4人
育児休暇中	1人	1人

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1)教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2)毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

【1号】

8:30～ 登園・朝の活動
10:00～ 主活動
11:30～ 給食
1:00～ 午後の活動
2:30 帰りの会 降園
2:30～ 預かり開始

【2・3号】

7:00～ 登園・朝の活動
10:00～ 主活動
11:30～ 給食
1:00～ 午後の活動
2:30 帰りの会
4:30 降園(保育短時間認定) 6:00まで時間外保育
6:00 降園(保育標準時間認定)
その後の延長保育7:00まで

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。地産地消で旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食	保護者の方へ毎月の自園給食の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談下さい。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断(内科、歯科)

年2回、嘱託医が検診します。結果については、必要に応じて個々にお知らせします。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、れんらくアプリ内の身体計測欄に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

未就園児教室(ワンツートランド、ベビートレーニング、キッズトレーニング教室)、子育て相談

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

特定教育・保育の提供を受けた際、3号認定保護者は当該特定教育・保育に係る静岡市の定める利用者負担額をお支払いしていただきます。静岡市は令和5年4月1日より第2子以上が保育料のみ無料になります。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る徴収

○給食費

1号認定 月 5,500円 2号認定 月 7,200円 3号認定 無料
副食費無料の方 1号認定 月 1,000円 2号認定 月 1,500円
年間割になっています。

○バス代

通園バスを利用する場合は

月 4,000円 但し、0・1歳児はバスの利用は出来ません。たんぽぽ組からです。

※行きのみ、帰りのみ乗車の場合は、月 2,000円。年間割になっています。

○施設費

全員 月 3,000円

○保育登降園システム代

全員 月 500円

○活動費(行事、園外保育等)

全員 月 3,000円

○個人用品代実費

被服、個人教育保育用品、希望絵本、遠足代等

○学年積立金(卒園アルバム、お泊り保育等の積立金として、学年委員に渡します。)

年少児から年長児まで月 1,000円。(年間 12,000円)

○父母の会費(父母の会に渡します。)

全員 月 400円(年間 4,800円) 総会にて会費が決定します。

※学年積立金、父母の会費は途中入園の場合でも年間分の代金を頂きます。

※学年積立金、父母の会費は利用料金と共に集めさせていただきます。

(3)預かり(1号認定)・時間外保育(2・3号認定)・一時預かり保育

○教育標準時間認定(1号認定、預かり)

午前7時から8時30分まで 30分 100円

午後2時30分から午後5時まで 1日200円

長期休業中 午前8時30分から午後1時まで500円、午後1時から午後5時まで500円

○保育短時間認定(2・3号認定、時間外保育)認定時間 8:30~16:30

午前7時から8時30分まで 30分 100円

午後4時30分から午後6時00分まで 1回200円

○保育標準時間認定(2・3号認定、時間外保育)認定時間 7:00~18:00

午後6時00分から7時00分 1回200円

○延長料金

預かりの時間を超過してしまうと1回200円の延長料金がかかります。

○一時預かり保育

月曜日から金曜日 9時から午後4時

0歳から2歳 1日 2,000円 離乳ができていること

3歳から5歳 1日 1,000円

9 利用料金支払方法

園指定の金融機関よりの口座振替です。振込料が別途かかります。(土日祝祭日はその次の平日)

静岡市農協 毎月5日又は10日(振込料55円)

しずおか焼津信用金庫 毎月5日又は10日(振込料55円)

静岡信用金庫 毎月5日又は10日(振込料55円)

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

(1)利用園児が小学校に就学した時。

(2)園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時。

- (3) 児童の保護者が当園の方針と合わず合意に至らなかった時。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時。

11 緊急時の対応

園児の様子の変化や、病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者に連絡し、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行い、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。保護者に連絡が取れない場合は緊急の措置は医師の判断を優先します。(心肺蘇生用 AED の備えあり)
不審者等の場合は警察に連絡し、園児の安全を守ります。

災害による避難情報及び地震に関する情報、暴風や猛烈な雨などの特別警報、土砂災害に関する警戒レベル3もしくはその他の警戒レベル3が発表された場合または園児の安全を守るために必要と判断したときは1号児、2号児、3号児全員臨時休園または自宅待機とします。登園している場合は、避難準備のお迎えとなります。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本スポーツ振興センター チャブ損害保険
保険の種類	災害共済給付
保険の内容	治療費給付

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先:静岡市消防署 防火管理者:事務長 井上昌幸
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、火災通報専用電話、避難器具
避難訓練	火災及び地震を想定し、毎月1回実施

◎ 大規模災害の場合

大規模災害警戒情報が出された場合、可能な限り速やかにお子様をお迎えに来て下さい。
大規模災害発生時はお子様のお迎えがその時点で不可能な場合園で預かりますが、安全を確保して可能な限りお子様をお迎えに来て下さい。台風、大雨洪水、土砂災害、津波等の警報が複数出た場合なども同様です。お迎えに来るまでは園で預かっています。

また、災害の状況によって服織西小学校体育館もしくは4階音楽室に避難する場合があります。

1号認定児は各種警報が出た時点で園長又はその代理の者が判断し、そのまま保育終了となる場合があります。バス通園のお子様は状況次第でバスで送ります(お迎えになる場合もあります)。2号児3号児はそのまま預かりますが、保護者は速やかにお迎えをお願いします。警戒レベル3の場合、避難準備のお迎えをして下さい。

お迎えは園児引渡カードを提示するか、QRコード打刻をして下さい。

地震と避難に関する情報の出ている場合は休園します。気象条件等により警報が出ている場合での登園は保護者の方が判断し、保護者の責任で連れてきてください。

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施しています。

虐待防止に関する責任者	園長 井上登美子
-------------	----------

虐待については そのような行為が見られると思われる場合は、速やかに児童相談所等へ連絡します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置していますが、ご意見箱もご利用下さい。苦情に関しては、ホームページに公表いたします。

苦情受付担当者	事務長 井上 昌幸
苦情解決責任者	園 長 井上登美子
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。
第三者委員	落合祥道 054-287-0880 岡本真由美 054-278-7394

16 その他

- ・個人情報、幼稚園業務にのみ使用し守秘義務を守ります。
- ・お子様を保護者の方にお渡ししたら速やかに帰宅して下さい。引き渡し後、園庭や駐車場で遊んでいるような場合の事故等には責任を負いかねます。
- ・園との物品購入代等の現金のやり取りは、領収書代わりとなる雑費袋でお願いします。希望絵本代は、絵本集金袋でお願いします。
- ・園児の園生活においての投薬は、病院からの処方のものに限り、保護者からの毎回の与薬依頼書を以て実施します。
- ・一号認定の預かりは、一週間前までにれんらくアプリで申し込みをし、預かり代金は当日雑費袋にその旨を記入して園に提出して下さい。
- ・保護者の方に引き渡した時点でお子様に関しての事は保護者の責任で対処して下さい。
- ・お子様の体調管理で熱が37度以上になった場合は保護者の方に連絡しお迎えをお願いします。前日38度以上の熱があった場合は翌日 1日お家で様子を見てください。
- ・発疹、嘔吐下痢、咳等お子様の健康状態の不良時、他の園児に感染する恐れがある場合は園で預かる事ができません。
- ・熱が下がる、嘔吐下痢が止まった場合も無理せずしっかり体調を整えてから登園してください。
※下痢の場合は一日3食普通食を食べて、普通便が出てから登園になります。登園を迷う様なら、園に体調の様子を連絡して登園について相談してみてください。
どうしてもお家で見るできない場合は、医療保育施設もしくはファミリーサポート等をご利用ください。

嘔吐、下痢便等感染予防のため、汚れた衣服などを園で洗ってお返しすることができません。蓋つきのバケツに汚れ物を袋ごと入れて、持ち帰っていただきます。バケツは登園するときに洗ってお返しください。

- 物価上昇等により給食費、バス代、活動費、施設費、父母の会費、学年積立金等変更になる場合があります。
- 水泳、マラソン指導、ホームページやお便り等に載せる写真などについて同意書を取らせていただきます。